

クロロカーボン衛生協会通信

第23号

2013年3月

塩素系溶剤をお使いの皆様へ、

協会通信第23号を配信します。

今回のテーマは、**1. 有害物ばく露作業報告**についてです。

平成24年12月28日付告示により、平成25年の「有害物ばく露作業報告」の対象となる物質が告知されました。なお、この制度は、労働安全衛生規則第95条の6に基づき、事業場における労働者への有害物のばく露の状況を把握し、健康障害防止に係るリスク評価を行い、その結果、健康障害の発生のおそれがある場合には必要な措置を進めていくために行われるものです。

1. 報告対象物質

以下の17物質。

コード番号	物質名	CAS No.	報告を要しない含有率
152	カーボンブラツク	1333-86-4	0.1%未満
153	クロロホルム	67-66-3	0.1%未満
154	四塩化炭素	56-23-5	0.1%未満
155	1,4-ジオキサン	123-91-1	0.1%未満
156	1,2-ジクロロエタン	107-06-2	0.1%未満
157	ジクロロメタン	75-09-2	0.1%未満
158	ジボラン	18287-45-7	1%未満
159	N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2	0.1%未満
160	スチレン	100-42-5	0.1%未満
161	テトラクロロエチレン	127-18-4	0.1%未満
162	1,1,1-トリクロロエタン	71-55-6	0.1%未満
163	トリクロロエチレン	79-01-6	0.1%未満
164	パラークロロアニリン	106-47-8	0.1%未満
165	パラニトロクロロベンゼン	100-00-5	0.1%未満
166	ビフェニル	92-52-4	1%未満
167	2-ブテナール	4170-30-3	0.1%未満
168	メチルイソブチルケトン	108-10-1	1%未満

2. 報告対象事業者

表に記載の報告対象物質を**平成25年1月1日から平成25年12月31日**までの間に、**500kg以上**製造または取り扱った事業場の事業者。

製造、又は取扱いが短時間でも、また発散抑制等の措置を講じた場合でも、ばく露の可能性があるので、報告して下さい。

3. 報告書提出期間

平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日の間。

4. 報告書提出先

所轄の労働基準監督署へ報告書を提出して下さい。

5. 報告用紙

有害物ばく露作業報告書の用紙は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局から入手いただくか、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/21.html>)から印刷してください。



なお、「有害物ばく露作業報告書の書き方」についてのパンフレットが厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/070409-1.html>)から入手出来ます。

<トピックス>

- **揮発性有機化合物 (VOC) の濃度測定回数**が、「年 2 回以上」から「年 1 回以上」に緩和されました

3 月 6 日付で大気汚染防止法施行規則が改正・公布され、従来、事業者に義務付けられていた揮発性有機化合物 (VOC) の濃度測定回数が、「年 2 回以上」から「年 1 回以上」に緩和されました。

なお、施行日は、公布日 (即日施行) の 3 月 6 日です。

- **1-ブロモプロパンの許容濃度**が提案されました

昨年 (2012 年)、日本産業衛生学会の許容濃度等の勧告 (2012) で、1-ブロモプロパンの許容濃度として、**0.5ppm** が提案され、許容濃度表に暫定許容濃度として記載されました。(産業衛生学雑誌 54 巻, 2012)

なお、米国の ACGIH (米国産業衛生専門家会議) は、1-ブロモプロパンの TLV-TWA (時間荷重平均-ばく露限度) **10ppm** を 2011 年の Notice of Intended Changes(変更予告通知)で **0.1ppm** にすることを提案しています。

クロロカーボン衛生協会通信第 23 号は、ご参考になったでしょうか？

内容等について、ご意見、お問い合わせ等がありましたら、下記協会までご連絡ください。

クロロカーボン衛生協会

〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友不動産六甲ビル 8 階

電話: (03) 3297-0321 FAX: (03) 3297-0316

URL: <http://www.jahcs.org/> E-mail: j.c.c.kyo@jahcs.org